

災害ケースマネジメントにおける地域おこし協力隊の活躍例・支援策<内閣府>

災害ケースマネジメントの施策概要 ……P1

災害ケースマネジメントにおける地域おこし協力隊の活躍例

1 被災者支援の現場等で活躍している事例（佐賀県大町町）

P2

災害ケースマネジメントに関する支援策一覧

	施策名	概要資料	施策概要	担当部署	連絡先	(参考) 関連するウェブサイトのURL等
1	災害ケースマネジメントに関する取組事例集（令和4年3月）	P3	過去の災害で実施された取組のうち、8つの地方公共団体の取組事例を紹介するもの	内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）	03-3593-2849	https://www.bousai.go.jp/tai-saku/hisaisyagousei/case/index.html
2	災害ケースマネジメント実施の手引き（令和5年3月）	P4	平時からの準備や発災時の具体的な実施事項等について、標準的な取組方法等をまとめたもの	内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）	03-3593-2849	https://www.bousai.go.jp/tai-saku/hisaisyagousei/case/index.html

災害ケースマネジメントの実施について



概要

○災害ケースマネジメントとは(定義)

被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、

必要に応じ専門的な能力をもつ関係者と連携しながら、

当該課題等の解消に向けて継続的に支援することにより、被災者の自立・生活再建が進むようマネジメントする取組

内閣府の取組

令和3年度	<ul style="list-style-type: none">・防災基本計画に災害ケースマネジメントに関連する記載を追加 <p>〔○国〔内閣府、厚生労働省〕及び地方公共団体は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。〕</p> <ul style="list-style-type: none">・先進的な取組を行う自治体の事例を集めた取組事例集を作成・公表
令和4年度	<ul style="list-style-type: none">・災害ケースマネジメントの標準的な取組方法をまとめた手引きを作成・公表・災害ケースマネジメントの平時の準備状況などの自治体の取組について調査を実施
令和5年度以降	<ul style="list-style-type: none">・取組事例集や手引きを活用し、地方公共団体職員、福祉関係者、NPO等の幅広い関係者を対象とした説明会などの周知・啓発を実施予定

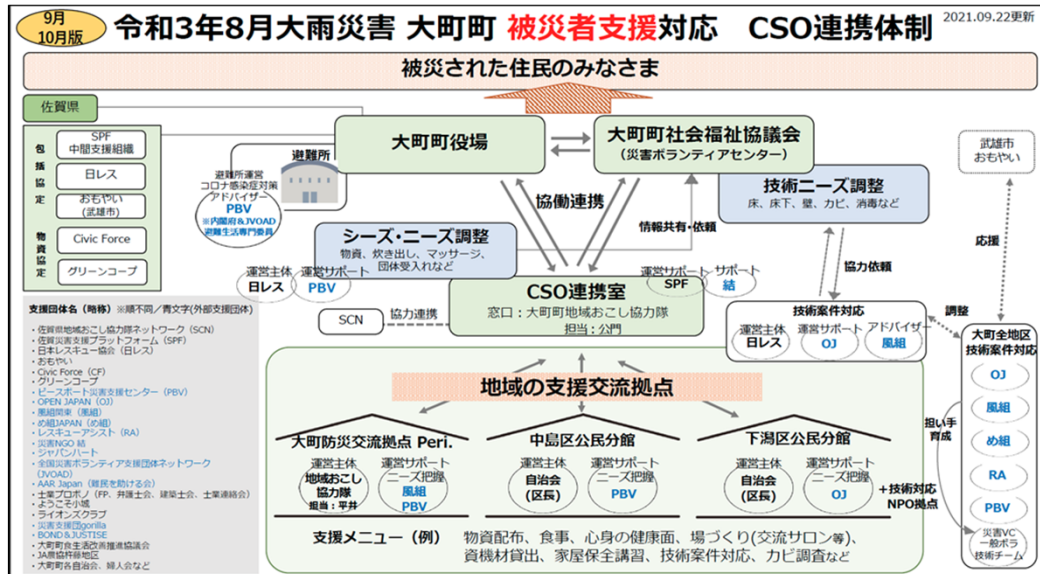
取組内容

(1) 契機

- 佐賀県大町町は、令和元年8月と令和3年8月の2度にわたって水害を経験。令和元年8月の水害を契機に、被災者支援に携わることを通じ、町（地域）の活性化を図ることができないか探る中、ちょうど防災に携われる人材として、地域おこし協力隊を1名採用。募集の際に、被災者支援と復旧復興支援の条件に加え、各支援団体との連携活動、地域交流イベントの開催などを条件とした。

(2) 取組内容等

- 大町町の被災者支援体制の特徴として、大町町のCSO連携室（被災地や被災者の状況を共有し支援などについて検討を行う）で、地域おこし協力隊員が中心となって、町役場・町社会福祉協議会・NPO・地域の支援交流拠点（町内に3拠点設置）との調整を担当したことが挙げられる。
- 具体的な活動内容は、CSO連携室で状況を把握し、問題や課題に対し支援の内容を検討し、行政の立場とNPO団体等の立場からの支援調整を行う等であり、被災者の支援及び支援関係団体間の円滑な連携に繋がった。
- 地域おこし協力隊員を活用することで、行政では難しい支援を実施できたほか、新たな支援を行う場合についても、行政と違う形で支援団体と連携できた。
- 現在も、引き続き、地域の交流の活性化に向けて、イベントの実施や地域のつながりに基づいた防災の研修等を交え、地域と行政の連携構築にむけた活動を行っている。



【地域おこし協力隊による被災者宅訪問相談の様子】

【地域おこし協力隊、行政、支援団体との情報共有会議（CSO連携会議）】



災害ケースマネジメントに関する取組事例集（令和4年3月 内閣府（防災担当））の概要

○ 自治体の中には、既に災害ケースマネジメントを実践しているところもあるが、全国的な取組状況は十分に共有されていないため、今後、この取組が全国的に広がるよう、先進的な取組を進めている自治体の好事例を収集・分析した取組事例集を作成。



個別訪問の様子
(鳥取県：平成28年鳥取県中部地震)



関係者による情報共有会議
(大町町：令和3年8月の大雨)

取組事例集の目次

1. はじめに
2. 災害ケースマネジメントの取組状況
 - アンケート調査概要
 - 都道府県調査結果
 - 市区町村調査結果
3. 災害ケースマネジメントに関する取組事例
 - 総論
 - ・ 災害ケースマネジメントに取り組んだ経緯・背景、取組概要
 - ・ 災害ケースマネジメントを実施したことによる効果
 - ・ 災害ケースマネジメントを実施してみたの反省点・改善点
 - ・ 今後の展望
 - 各論
 - ・ 災害ケースマネジメントの実施体制
 - ・ 災害ケースマネジメントの支援対象者・把握方法、支援の実施方法
 - ・ 災害フェーズ・時系列ごとの取組内容
 - ・ 災害ケースマネジメントの実施に当たっての関係者での情報共有方法
 - ・ 被災者台帳等の活用・共有の状況
 - ・ 個別ケースの事例
 - ・ 災害ケースマネジメントの実施に当たって活用したツール
4. おわりに
 - 取組状況等の調査を踏まえた課題
 - 今後の取組の方向性
 - 謝辞

紹介事例の概要

※原則、発災順に掲載

仙台市（宮城県）	東日本大震災（2011年3月11日）
東日本大震災での被害を踏まえ、市が「被災者生活再建推進プログラム」を策定し、応急仮設住宅への個別訪問による見守り支援等を実施して生活再建を進めた、 我が国における先駆的な事例。	
盛岡市（岩手県）	東日本大震災（2011年3月11日）
東日本大震災による津波被害が大きかった沿岸部等から盛岡市に避難してきた 広域避難者を対象 として、専門の支援拠点を設け、相談窓口の設置や個別訪問等を行った事例。	
岩泉町（岩手県）	平成28年台風第10号（2016年8月30日）
民間団体が中心 となって設置した被災者の相談窓口を、町の事業として位置付けて定期的な事業とするとともに、応急仮設住宅の入居者への個別訪問を行うなど、 官民が連携して体制を構築し 支援を行った事例。	
鳥取県	平成28年鳥取県中部地震（2016年10月21日）
発災後1年半が経過しても、家屋修繕が進まない世帯が一定程度残っていたことなどを踏まえ、 県の条例に関連規定を創設し 、専門の支援チームを設けるなど、県主導により市町や社会福祉協議会と連携して、個別訪問や相談支援等を行った事例。	
倉敷市真備地区（岡山県）	平成30年7月豪雨（2018年7月7日）
倉敷市真備支え合いセンター （運営：市社会福祉協議会）を設置し、岡山県くらし復興サポートセンター（県の後方支援組織）とも連携しながら、倉敷市外へ避難・転居した世帯も含めて個別訪問や見守り相談支援等を行った事例。	
大洲市（愛媛県）	平成30年7月豪雨（2018年7月7日）
県主導により、市に地域支え合いセンター （運営：市社会福祉協議会）が設置され、当該センターによる個別訪問や相談支援等を行ったほか、県の地域支え合いセンターを含めた多様な支援関係者が参画する連携会議等を通じて情報共有や連携が図られた事例。	
厚真町（北海道）	平成30年北海道胆振東部地震（2018年9月6日）
生活支援相談員 （町社会福祉協議会）を中心として全戸訪問を実施するとともに、被災者の支援ニーズにあわせて、 町独自で住まいの再建に係る支援制度等を創設して 支援を行った事例。	
大町町（佐賀県）	令和3年8月の大雨（2021年8月14日）
2年前の水害を契機 に、関係者による連携会議をはじめとした被災者支援の体制が構築されていたことを踏まえ、 早期の段階から、町の専門部署（地域おこし協力隊員を活用） を中心として、NPO等とも連携しながら、個別訪問や見守り相談等を行った事例。	

災害ケースマネジメント実施の手引き（構成）



総論

第1章 はじめに・第2章 災害ケースマネジメントの基本的考え方と取組の概括

○災害ケースマネジメントとは（定義）

被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力をもつ関係者と連携しながら、当該課題等の解消に向けて継続的に支援することにより、被災者の自立・生活再建が進むようマネジメントする取組

○災害ケースマネジメントの効果

- ✓ 災害関連死の防止
- ✓ 避難所以外への避難者への対応
- ✓ 支援漏れの防止
- ✓ 被災者の自立・生活再建の早期実現、地域社会の活力維持への貢献等

第3章 災害ケースマネジメントの実施の準備（平時からの取組）

○実施主体の確認

- ✓ 防災部局と福祉部局の連携

○関係機関との連携体制の構築

- ✓ 社会福祉協議会、NPO等との顔の見える関係の構築

○市町村地域防災計画への位置づけ

- ✓ 地域福祉計画等への位置づけ推奨

等

第4章 災害ケースマネジメントの実施

※発災直後以降を3つの段階に分けて取組を記載

○支援拠点の設置

○アウトリーチによる被災者の状況の把握

○情報連携会議・ケース会議の開催

○支援記録の作成

○課題に応じた支援へのつなぎ・支援の実施

○継続的な支援の実施

等

横断的事項

第5章 災害ケースマネジメントの実施に係る個人情報取扱いについて

第6章 災害ケースマネジメント実施者の研修・支援について

第7章 都道府県の役割

第8章 大規模広域災害の発生に備えた準備について

第9章 災害ケースマネジメントの評価と改善（次の災害への備え）

第10章 福祉施策による災害ケースマネジメントの実施

第11章 災害ケースマネジメントの実施に係るデジタル技術の活用について

【付属資料】

付属資料1：用語集

付属資料2：主な被災者支援関連制度集

付属資料3：地方公共団体の独自支援制度等

実施に関する事項